

令和7年12月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(ネ)第4069号 国家賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所立川支部令和6年(ワ)第605号)

口頭弁論終結日 令和7年10月30日

判 決

東京都 [REDACTED]

控 訴 人

[REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

鎌 倉 広 明

東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

被 控 訴 人

青 梅 市

同 代 表 者 市 長

大 勢 待 利 明

同訴訟代理人弁護士

橋 本 勇

羽 根 一 成

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、3126万3375円及びうち3005万6400円に対する令和6年3月30日から、うち120万6975円に対する令和7年2月13日から各支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要(以下、略語は、新たに定義しない限り、原判決の例による。)

- 1 本件は、原判決別紙物件目録記載の土地(本件土地)を所有する控訴人(原審原告)が、本件土地に隣接する山道(本件山道)を所有管理する被控訴人(原審被告)に対し、本件山道に、その路面上の雨水が本件土地に流入することを防ぐ

排水設備を設けなかったことが、本件山道の設置・管理の瑕疵に当たり、また、国家賠償法（国賠法）1条1項の適用上違法であり、これにより、令和元年10月の台風19号に伴う豪雨（本件豪雨）の際、本件土地の地盤の一部が崩壊する事故（本件事故）を発生させたと主張して、国賠法2条1項又は1条1項に基づき、3126万3375円及びうち3005万6400円については訴状送達の日翌日である令和6年3月30日から、うち120万6975円については訴えの変更申立書送達の日翌日である令和7年2月13日から各支払済みまで、民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、本件山道に設置・管理の瑕疵があったと認めることはできず、国賠法1条1項の適用上違法であると認めることもできないとして、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が、これを不服として、本件控訴を提起した。

- 2 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記第3の2のとおり当審における控訴人の主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1から3まで及び別紙案内図（原判決2頁7行目から同7頁1行目まで及び同11頁）に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、「原告」を「控訴人」に、「被告」を「被控訴人」に、「別紙」を「原判決別紙」にそれぞれ読み替える。以下同じ。）。

（原判決の補正）

- (1) 原判決3頁15行目の「本件山道は」を「本件山道は、道路法上の道路に該当するものではないところ、」に改める。
- (2) 原判決3頁19行目の「U字溝を撤去したため、平成25年頃」を「本件土地内を通過していた部分のU字溝を撤去したため、平成25年1月」に改める。
- (3) 原判決4頁22行目の「本件山道の東側側面に」を「従前は、本件山道の東側の端に沿って」に改める。
- (4) 原判決5頁26行目の「流入することにならないよう」を「流入することのない構造を備えた排水設備を設置する」に改める。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原審と同様、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1及び2（原判決7頁3行目から同9頁14行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 原判決7頁26行目から同8頁1行目にかけて、同頁3行目及び同頁8行目の各「東側側面に」をそれぞれ「東側の端に沿って」に改める。
  - (2) 原判決8頁6行目の「低地」を「本件土地」に改める。
2. 当審における控訴人の主張に対する判断

- (1) 控訴人は、平成24年3月に本件土地の東側が土砂災害警戒区域に指定されるなどしたことからすれば、被控訴人において本件事故を予見することは可能であり、実際に本件事故後にU字溝を設置し直したことも踏まえると、被控訴人は、本件土地内を通過していた部分のU字溝（以下「旧U字溝」という。）が撤去された後に本件暗渠を設置した平成25年1月時点で、開渠であるU字溝等、本件山道の路面上の雨水が本件土地に無造作に流入することのない構造を備えた排水設備を設置する工事を実施すべきであったのであり、これを怠ったことは国賠法1条1項の適用上違法である旨主張する。

しかし、控訴人の主張は、要するに、本件事故が予見可能であったことや、U字溝を設置することが可能であったことを理由として上記の作為義務が発生する旨をいうに帰するところ、そもそも控訴人が主張する事情から被控訴人において本件事故の発生を予見することが可能であったといえるかや、開渠であるU字溝等が設置されていれば本件事故の発生を回避することが可能であったといえるかについては疑問があるし、補正の上引用した原判決が認定、説示するとおり、本件山道から本件土地に雨水が流入するのは、水が高所から低

所へと流れる自然現象というべきものであり、高地の所有者が隣接する低地の所有者との関係で、こうした自然水流を防止又は制限する工作物の設置等をすべき法的義務を負うものではない。被控訴人が本件暗渠を設置する前には、本件土地内に旧U字溝が存在していたものであるが、その本来の設置目的は、雨水等が路面に滞留して道路の効用が妨げられるのを避けるためであり、本件土地への雨水の流入が制限される効果があったとしても付随的な効果にすぎないと認められることは、補正の上引用した原判決が認定、説示するとおりであって、そのような旧U字溝を当時の本件土地の所有者が撤去したからといって、隣接する本件山道を所有管理する被控訴人に開渠であるU字溝等を設置すべき義務が生じることにはならない。したがって、被控訴人において、本件山道に、本件土地へと雨水が流入することを防ぐ排水設備を設置すべき職務上の法的義務を負うものということとはできない。

また、控訴人は、被控訴人が本件暗渠を設置したことが民法218条、220条に違反する旨も主張するが、本件暗渠を設置した際に整備した地表部分を雨水が高所から低所に流れることは自然現象であり、殊更本件山道上の雨水を本件土地に流入させるような設備を設けたものではないから、同地表部分は民法218条にいう「直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の工作物」に当たるものではなく、また、この水流は人為的な排水には当たらないから、民法220条の適用の余地がないことは、補正の上引用した原判決の説示するとおりである。

したがって、控訴人の上記主張はいずれも採用することができない。

- (2) 控訴人は、本件土地及び本件山道の地形や旧U字溝の場所的環境及び機能からすれば、本件山道及び本件暗渠には国賠法2条1項にいう設置・管理の瑕疵があった旨主張する。

しかし、前記(1)でも述べたとおり、本件山道から本件土地に雨水が流入するのは、水が高所から低所へと流れる自然現象にほかならず、このような自然水

流を阻止する排水設備が存在しなければ本件山道が通常有すべき安全性を欠くものということとはできない。旧U字溝が本件山道から本件土地に雨水が流入するのを防ぐ機能を一定程度果たしていたとしても、上記のとおり、飽くまでも付随的な効果にすぎなかったものであり、本件山道及び本件暗渠に設置・管理の瑕疵があったとはいえない。


したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

### 3 結論

以上によれば、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官

門田友昌 

裁判官

水倉義貴 

裁判官

木村匡彦 